

伊丹市 P R 冊子発行及びインターネット広告等事業
公募型プロポーザル実施要領

令和6年5月

伊丹市

伊丹市 PR 冊子発行及びインターネット広告等事業
公募型プロポーザル実施要領

1. 概要

(1) 事業名称

伊丹市 PR 冊子発行及びインターネット広告等事業

(2) 目的

近隣居住者で引越を検討している子育て層（主に 20～30 代）に対して効果的に本市の魅力を発信するために本事業を官民連携で実施する。

(3) 事業内容

- ① 伊丹市 PR 冊子の発行
- ② 伊丹市シティプロモーションサイトのインターネット広告（リスティング広告等）の実施
- ③ 市民ライター養成講座（ライティング・カメラ）の実施
- ④ 上記同冊子・同サイト掲載の広告募集

(4) 協定締結期間

協定締結日～令和 11 年 3 月 31 日

※ただし各年度終了の 3 ヶ月前までに伊丹市又は事業者から相手方に書面で通知することにより、年度ごとに本協定を解約することができる。

2. 参加資格

公募型プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる事項を全て満たしていること

- (1) 伊丹市入札参加停止基準による入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 伊丹市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員並びに同条第 3 号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 冊子作成の実績があること。
- (6) インターネット広告（リスティング広告等）の出稿・分析等の実施実績があること。

3. 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加申込書を提出すること。

(1) 提出書類・必要部数

参加申込書（様式第 1 号）原本 1 部

(2) 提出方法

- ① 提出期限：令和 6 年 5 月 31 日（金）17 時
- ② 提出方法：メール提出
 - ・ 指定アドレス：koho@city.itami.lg.jp
 - ・ 件名：伊丹市 PR 冊子発行及びインターネット広告等事業公募型プロポーザルの参加申込

4. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問方法及び回答については、次のとおりとする。

- (1) 質問期限 令和6年6月7日(金)17時(必着)
- (2) 質問方法 募集要領等に関する質問書(様式第4号)を電子メールにより提出すること。なお、提出期限後に提出された質問や、指定した方法以外で提出された質問については回答しない。
 - ・指定アドレス:koho@city.itami.lg.jp
 - ・件名:伊丹市PR冊子発行及びインターネット広告等事業公募型プロポーザルにかかる質問の件
- (3) 回答日 令和6年6月12日(水)
- (4) 回答方法 質問者名を伏せ、参加申込書を提出している者すべてにメールで回答するとともに市ホームページに掲載。

5. 企画提案書等の作成及び提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出書類・必要部数
 - ① 工程表(様式第2号) 原本 1部、副本 データ
 - ② 会社概要(様式第3号) 原本 1部、副本 データ
 - ③ 企画提案書(A4横 表紙含めて20枚以内) 原本 1部、副本 データ
 - ・PR冊子の構成・内容、具体的なレイアウト(見本)、発行スケジュールなどの提案
 - ・インターネット広告(リスティング、SUUMO DSP)の提案
(広告コピー・バナーデザイン案、配信時期等)
 - ・市民ライター養成講座の開催内容の提案(ライティング・カメラを含めること)
 - ・広告募集の方法と実施体制
 - ④ 事業実績における完成品(冊子見本) 6部
- (2) 提出方法
 - ① 提出期限:令和6年6月19日(水)17時
 - ② 提出場所:伊丹市広報・シティプロモーション課(伊丹市役所3階)
 - ③ 提出方法:上記(1)①~③の各原本及び④は持参又は郵送によること
上記(1)①~③の各副本データはメールで送付すること
 - ・郵送先 〒664-8503 伊丹市千僧1-1
伊丹市役所 総合政策部 広報・シティプロモーション課 宛
(必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。)
 - ・指定アドレス koho@city.itami.lg.jp
(データ容量が5M以上となる場合は受信できない恐れがあるため、外部ダウンロードサイト等を経由して受信できるようにしてください。)

6. 審査方法

- (1) プロポーザルの審査内容

審査会当日における提案説明、業務実績等をそれぞれ点数化し、総合点が最も高かった事業者を協定締結事業者とする。
- (2) 審査項目

ア 企画提案書等による提案説明

イ 業務実績や実施体制

(3) 採点基準

ア 提案説明及び業務実績の採点において、各委員が審査する項目ごとの配点は下記、審査項目基準表とする。

イ なお、提案者が1者の場合は、全委員の合計得点が各60点以上の場合なら問題がないものとする。

審査項目基準表 個人100点満点×5人=500点満点とする

審査項目	審査の視点	配点
有効性	・市の事業の基本的な考え方や取り組み方針を理解した提案となっている。 ・制作スケジュールは無理のない日程となっている。 ・適正な人員体制で本市の指示に柔軟な対応が可能である	20点
冊子のデザイン・レイアウト	・冊子作成の実績がある。 ・構成が明確で見やすく、仕様書で示す内容が掲載されている。 ・読者の興味を引くような工夫がされている。	25点
インターネット広告	・インターネット広告（リスティング広告等）の出稿・分析等の実績がある。 ・引越検討者に効果的な時期に配信予定となっている。 ・市シティプロモーションサイトへの誘引を目指した提案となっている。	25点
市民講座	・講座（ライティング・カメラ）を実施できる体制である。	10点
広告掲載者の募集	・「伊丹市広告掲載要綱」「伊丹市広告掲載基準」を理解した提案で、実現可能な広告集稿の見込みである。	10点
小計		90点
独自提案	・本事業実施の他、独自の提案がある	10点
合計		100点

7. 日程

令和6年5月15日（水）	公募開始
5月31日（金）17時（必着）	参加申込書提出期限
6月4日（火）	参加資格確認結果通知
6月7日（金）17時（必着）	質問受付締切
6月12日（水）	質問回答
6月19日（水）17時（必着）	企画提案書等提出期限
6月25日（火）	審査会
6月28日（金）（予定）	結果通知
7月5日（金）（予定）	協定締結

8. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき
- (3) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
- (4) プロポーザルの手続きの過程で、前記3の(1)～(3)の規定に抵触することが明らかとなったとき
- (5) 正当な理由がなく説明会に欠席したとき
- (6) ヒアリング等に参加しなかったとき

9. 協定締結

協定締結候補者選定後、発注原課が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがあります。その場合、協議が整い次第、速やかに協定締結の手続きを行うものとします。

10. その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返還しないとともに、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となります。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、契約締結後の公開とします。

11. 担当部署（問い合わせ先）

伊丹市役所総合政策部広報・シティプロモーション課
伊丹市千僧1 - 1 TEL072-784-8010（直通）

(様式第 1 号)

参 加 申 込 書

令和 6 年 月 日

伊丹市長様

会社名
所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

次の公募型プロポーザルに参加を申し込みます。

1. 件名

伊丹市 PR 冊子発行及びインターネット広告等事業

2. 履行場所

伊丹市千僧 1 - 1

3. 応募資格

この公募提案に参加する私は、次の (1) ~ (6) の条件を満たします。

- (1) 伊丹市入札参加停止基準による入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 伊丹市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員並びに同条第 3 号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 冊子作成の実績があること。
- (6) インターネットを活用した広告 (リスティング広告等) の出稿・分析等の実績があること。

4. 連絡担当者

- (1) 所属
- (2) 職氏名
- (3) 電話番号
- (4) F A X
- (5) E-mail

(様式第2号)

工程表

本事業の実施計画等

事業実施方針
取組体制 (一部事業について第三者委託等により実施予定の場合、その体制も明示すること)
事業実施スケジュールについて

※内容が網羅されていれば、様式を変更しても構いません。

(様式第3号)

会社概要

会社名	
所在地	
代表者名	
資本金等	
設立年月日	
従業員数	事務系名 技術系名 その他名 合計名
業務内容	
業務処理体制（組織図等）	
今回事業の総括責任者	職氏名
今回事業の業務担当者	職氏名

注) 従業員数、事業処理体制は、企画提案書提出時の人数、体制を記入すること。

会社概要パンフレットなどの資料があれば添付してください。

(様式第4号)

令和6年 月 日

伊丹市総合政策部
広報・シティプロモーション課 宛て
E-mail koho@city.itami.lg.jp

募集要領等に関する質問書

伊丹市 PR 冊子発行及びインターネット広告等事業公募型プロポーザル募集実施要領等について、質問事項がありますので提出します。

質問者	会社名： 所在地： 担当者氏名： 電話： FAX： E-mail：
質問項目	
内容	

※ 質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。